

「手話言語法（仮称）」制定を求める意見書

手話とは、日本語を音声ではなく手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙や文法体系を持つ言語である。手話を使う聾者にとって、聞こえる人たちの音声言語と同様に、大切な情報獲得とコミュニケーションの手段として大切に守られてきた。

しかしながら、聾学校では手話は禁止され、社会では手話を使うことで差別されてきた長い歴史があった。

平成 18 年 12 月に採択された国連の障害者の権利に関する条約には、「手話は言語」であることが明記されている。

障害者の権利に関する条約の批准に向けて日本政府は国内法の整備を進め、平成 23 年 8 月に改正された「障害者基本法」では「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められた。

また、同法第 22 条では国・地方公共団体に対して情報保障施策を義務づけており、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子供が手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、さらには手話を言語として普及、研究することのできる環境整備に向けた法整備を国として実現することが必要であると考えます。

よって今治市議会は、政府と国会が下記事項を講ずるよう強く求めるものである。

記

手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子供が手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、さらには手話を言語として普及、研究することのできる環境整備を目的とした「手話言語法（仮称）」を制定すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 26 年 9 月 30 日

今治市議会

提出先

衆議院議長	伊吹	文明	様
参議院議長	山崎	正昭	様
内閣総理大臣	安倍	晋三	様
総務大臣	高市	早苗	様
文部科学大臣	下村	博文	様
厚生労働大臣	塩崎	恭久	様
内閣官房長官	菅	義偉	様

地方財政の拡充・強化を求める意見書

被災地の復興、子育て、医療、介護などの社会保障、環境対策など地方自治体が担う役割は年々拡大しており、地域の財政需要を的確に見積もり、これに見合う地方交付税及び一般財源総額を確保する必要があります。

また、経済財政諮問会議などで法人実効税率の見直しや償却資産に係る固定資産税の減免などが議論されていますが、公共サービスの質の確保を図るためにも、安定的かつ地域偏在性の小さい地方財源を確立することが極めて重要であります。

地方自治体の実態に見合った歳出・歳入を的確に見積もるためには、国と地方自治体の十分な協議を保証した上で、地方財政計画、地方税、地方交付税のあり方について決定する必要があります。

公共サービスの質の確保と地方自治体の安定的な行政運営を実現するため、2015年度の地方財政計画、地方交付税及び一般財源総額の拡大に向けて、政府に次のとおり以下の対策を求めるものであります。

- 1 地方財政計画、地方税のあり方、地方交付税総額の決定に当たっては、国の財政方針に基づき一方的に決定するのではなく、国と地方との協議の場で十分な協議のもとに決定すること。
- 2 社会保障分野の人材確保と処遇改善、農林水産業の再興、環境対策などの財政需要を的確に把握し、増大する地域の財政需要に見合う地方財政計画、地方交付税及び一般財源総額の拡大を図ること。
- 3 法人実効税率の見直しについては、課税ベースの拡大などを通じ、地方財源の確保を図った上で、地方財政に影響を与えることのないようにすること。また、法人事業税については、安定的な税収確保や地域偏在性の縮小を目指す観点から、現行の外形標準課税の充実を図ること。
- 4 償却資産に係る固定資産税やゴルフ場利用税については、市町村の財政運営に不可欠な税であるため、現行制度を堅持すること。
- 5 地方交付税の別枠加算・歳出特別枠については、地方自治体の重要な財源となっていることから現行水準を確保すること。また、増大する地方自治体の財政需要に対応し、臨時的な財源から、社会保障や環境対策などの経常的な経費に対応する財源へと位置づけを改めること。
- 6 地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化を図り、小規模自治体に配慮した段階補正の強化、市町村合併の算定特例の終了を踏まえた新たな財政需要の把握について、引き続き対策を講じること。

7 人件費削減など行革指標に基づく地方交付税の算定は、地方自治、地方分権の理念に反するものであることから、このような算定を改めること。

以上、地方自治法 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 26 年 9 月 30 日

今治市議会

提出先

衆議院議長	伊吹	文明	様
参議院議長	山崎	正昭	様
内閣総理大臣	安倍	晋三	様
総務大臣	高市	早苗	様
財務大臣	麻生	太郎	様
内閣官房長官	菅	義偉	様

介護保険制度、子ども・子育て支援制度の充実・強化を求める意見書

介護保険制度については、保険給付として要支援 1 と 2 の高齢者に提供されてきた訪問介護と通所介護が、2015 年 4 月から 3 年間かけて市町村事業への移行が進められます。

この見直しについては、多くの関係者及び関係団体からは、地域資源や財政基盤による「地域間格差の拡大」や必要なサービスが提供されないことによる「要支援者の介護の重度化」及び「介護労働者の処遇低下」などに関する不安が指摘されてきました。

こうした不安が現実のものにならないための施策の実施については、国会議論における厚生労働大臣答弁や法案採択に当たっての参議院厚生労働委員会における附帯決議として採択されたところであります。

2015 年 4 月から本格実施が予定されている子ども・子育て支援新制度については、必要な予算が確保されていないことから、保育の質の改善策として実施が予定されている保育士の配置基準の見直しや処遇改善及び放課後児童クラブや児童養護施設等の改善が不十分な内容となっています。

つきましては、介護保険制度については、地域間格差やサービス低下及び福祉労働者の処遇低下を招くことなく、制度の充実を図るとともに、子ども・子育て支援新制度については、保育の質を改善するために政府に以下の対策を求めるものであります。

- 1 介護保険制度改正によって保険給付から市町村事業に移行された訪問介護と通所介護については、地域間格差やサービス低下及び福祉労働者の処遇低下を招かないために必要な措置をとること。
- 2 子ども・子育て支援新制度の本格実施に必要な配慮をすること。
- 3 介護労働者及び保育士などの福祉人材の確保と処遇改善を進めること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 26 年 9 月 30 日

今治市議会

提出先

衆議院議長	伊吹	文明	様
参議院議長	山崎	正昭	様
内閣総理大臣	安倍	晋三	様
財務大臣	麻生	太郎	様
文部科学大臣	下村	博文	様
厚生労働大臣	塩崎	恭久	様
内閣官房長官	菅	義偉	様

憲法改正の早期実現を求める意見書

日本国憲法は、昭和 22 年 5 月 3 日の施行以来、今日に至るまでのおよそ 70 年間、一度も改正が行われていない。

しかしながら、この間、我が国をめぐる内外の諸情勢は劇的に変化を遂げている。とりわけ、我が国を取り巻く東アジア情勢は、一刻の猶予も許されない事態に直面している。さらに、家庭、環境などの諸問題や大規模災害等、憲法制定当時には想定もできなかった事態への対応が求められている。

このような時代状況の大きな変革に即して、様々な憲法改正案が各政党、各報道機関、民間団体等から提唱されているところである。国会でも、平成 19 年の国民投票法の成立を機に憲法審査会が設置され、憲法改正に向けた態勢が整備されたところである。

よって、国におかれては、新たな時代にふさわしい憲法に改めるため、憲法改正案を早期に作成し、国民が自ら判断する国民投票が実現されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 26 年 9 月 30 日

今治市議会

提出先

衆議院議長	伊吹	文明	様
参議院議長	山崎	正昭	様
内閣総理大臣	安倍	晋三	様
総務大臣	高市	早苗	様
法務大臣	松島	みどり	様
内閣官房長官	菅	義偉	様